

令和7年4月 和水町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年4月10日（金） 午後1時30分から午後2時16分
- 2 開催場所 和水町中央公民館 大会議室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである（11名）。
会 長 3番 有働憲一
会長代理者 7番 吉永 剛
委 員 1番 猪口琢真 2番 本山鉄雄 4番 荒木 豊 5番 武田祐誠
6番 牛島宣雄 8番 古郷明子 9番 田島たまみ 10番 中山和之
11番 石口秀明
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである（0名）。
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（15名）。
西川 茂 高木茂佳 上田憲一 前淵慎一郎 大久保徳幸 石原裕一 内田克昭
小池絵里 池上洋一 牛島竜一 中嶋 孝 上田岩雄 徳永博之 大塚寛治
福原栄司
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（2名）。
井島繁利 柿原 健
- 7 日 程
1 開 会
2 会議成立宣言
3 会長挨拶
4 議事録署名委員の指名
5 議 事
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 令和7年度最適化活動の目標設定等について
報告第1号 中途解約通知書について
6 その他
7 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（3名）。
事務局長 中山寛久
庶務係長 高木慎一郎
会計年度任用職員 中嶋康文
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（0名）。

事務局

1 開 会

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めます。

まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。

「こんにちは。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、令和7年4月和水町農業委員会総会を開会します。

2 会議成立宣言

本日は、農業委員11名中11名が出席ですので、和水町農業委員会会議規則（以下「会議規則」といいます。）第6条に規定する定足数に達しており、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

有働会長、挨拶をお願いします。

会長 有働

みなさん、改めまして「こんにちは。」

先月の佐賀県の神崎市農業委員会の視察研修、大変お疲れ様でした。会長さん副会長さん達から、農家ではない目線からの話をさせていただき、大変いい話を聞くことができたと思います。

委員さんの3年の任期のうちにあと1回視察研修を予定していますので、今回参加できなかった方もその時はぜひ参加をしてください。

4月になりまして、農地の利用権設定時に交付を受けていた助成金制度がなくなったほか、この利用権を新しく設定するには、農業公社を介することとなりました。

また、昨年4月から相続登記の申請が義務化され、1年を経過しました。

このような制度の変更に伴って、委員の皆さんにも地域の方から話もあるかと思いますが、その時には相談に乗っていただきたいと思います。

本日は4月の総会です。審議の方もよろしくをお願いします。

事務局

有働会長、どうもありがとうございました。

会長には、「会議規則」第4条の規定により、議長と議事の進行をお願いします。

議長 有働

4 議事録署名委員の指名

議事に入る前に、「会議規則」第13条第2項の規定により、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、10番中山委員と11番石口委員をお願いします。

それでは、議事に入ります。

速やかに議事が進行できますようご協力をお願いします。

5 議事

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請が3件提出されています。

当事者及び土地の所在地等については、議案書の1ページと2ページにてご確認ください。

- 所有権移転の整理番号1 大阪府茨木市の譲渡人から愛知県長久手市の譲受人へ
(贈与)
所有権移転の整理番号2 佐賀県佐賀市の譲渡人から玉名市の譲受人へ(売買)
所有権移転の整理番号3 北九州市の譲渡人から用木の譲受人へ(売買)

まず、整理番号1については、譲受人は現住所は愛知県ですが、仕事の関係上、年の半分以上を熊本で過ごされております。2年前より、譲渡人の依頼により土地を管理しわずかながら耕作もしておられました。この度、仕事の都合がつかれ、農作業が事実上可能となられたため、今回正式に譲り受けをされるものです。営農活動については、新規就農ということで営農計画書にて確認しております。

また、取得される田については水稻を作付けされ、畑については栗を栽培される予定です。

次に、整理番号2については、こちらも新規就農者となっております。営農計画書が提出されており、取得される農地で柑橘及びぶどうを栽培される予定となっております。

最後に、整理番号3については、こちらは空き家バンクで宅地と農地を一括取得されたものになります。売買となっておりますが、農地の取得価格としては0円での売買となっております。こちらも新規就農となり営農計画書が提出されております。取得された農地で水稻、自家消費野菜として、きゅうりとトマトを主に栽培される予定です。

これらの案件について、申請書に記載された内容について審査しました結果、3条許可の審査基準である「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「地域との調和要件」全ての審査基準に適合しております。

議案第1号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。
議案第1号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、議案第1号については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」
農地法第5条の規定による農地の転用許可申請が2件提出されています。
当事者及び申請地等については、議案書の3ページと4ページにてご確認ください。

申請書添付書類については、別添の「転用資料」で確認をお願いします。

整理番号1 露天資材置場（所有権移転・贈与）

江田の譲渡人から江田の法人である譲受人へ、資材置場用地として転用されるもので、贈与による農地の所有権移転を行う案件になります。譲渡人は譲受法人の代表者となっています。

申請地は瀬川地内の農地で、代表者が平成29年に相続されましたが耕作放棄地となり、令和2年頃から無許可のまま自社の資材置場として既に転用されておりました。始末書を添付しての追認案件となります。

給排水計画については、転用目的が資材置場のため、給水は計画されていません。

排水については、資材置場のため、生活雑排水、汚水の発生はありません。

雨水については、自然浸透させ、余水については、側面を流れる排水路へ接続されています。

この転用に係る許可要件に照らした結果について説明します。

まず、「農地区分」及び「立地基準」については、「小集団の生産性の低い農地」ということで第2種農地と判断しました。

傾斜、土生その他の自然的条件からみて効率的な営農をおこなうことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わないことが適当であるとされており。

次に「一般基準」について説明します。

「資金力及び信用力」、「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」、「計画面積の妥当性」は、既に転用済みであり問題はありません。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、周辺に農地はありませんが、日照、通風等、周囲への影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われ。

次に整理番号2について説明します。

整理番号2 山林（所有権移転・売買）

樹木の植栽（くぬぎ）のために山林として転用される案件で、売買による所有権移転を行うものです。

申請地は大田黒地内の山の中にある農地となります。

給排水計画については、転用目的が樹木の植栽なので計画はされていません。

雨水については、自然浸透となります。

この転用に係る許可要件に照らした結果について説明します。

まず、「農地区分」及び「立地基準」については、周囲を山林で分断された「小集団の生産力の低い農地」に該当すると考えられ、第2種農地と判断しました。

次に「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」、「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」「計画面積の妥当性」は、事業計画書及び資金計画書にて確認し、問題はありません。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、周辺に農地は無く、山林で囲まれており、日照、通風等、周囲への影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われ。

以上、議案第2号について、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題はないと考えられます。

議案第2号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

つづきまして、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。

議案第2号整理番号1について、西川推進委員の報告をお願いします。

西川推進委員

整理番号1について、推進委員の西川が報告します。

3月31日午後1時30分頃、私と猪口委員、事務局員の3名で現地確認を行いました。

申請地は瀬川地内農地で、申請地周辺には農地がありますが、高低差があり、日照、通風などの影響はほとんどないと思われます。

また、「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

しかし、無許可での転用のため、事後報告は始末書添付でも重大な案件であり、違法転用であることを指摘しました。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

つづきまして、整理番号2について、中嶋推進委員の報告をお願いします。

中嶋推進委員

整理番号2について、推進委員の中嶋が報告します。

4月2日午後1時30分頃、私と古郷委員及び事務局2名の4名で現地確認を行いました。

申請地は、大田黒地内の山林に囲まれている農地でした。

周辺に農地はなく、日照、通風などの影響もありません。また、「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第2号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第2号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。

次に、議案第3号「令和7年度最適化活動の目標設定等について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第3号「令和7年度最適化活動の目標設定等について」

議案第3号、令和7年度最適化活動の目標設定等について説明します。

農業委員会が作成する最適化活動の目標については、国からの通知で、県の農業

会議の確認を受けたうえで、総会の決定を経て、公表するとともに知事へ報告することとされたところです。議案書の5ページから7ページの議案第3号につきましては、令和7年3月24日に熊本県農業会議の確認をいただいたところです。

まず、5ページの「Ⅰ農業委員会の状況」についてです。令和7年4月1日時点の和水町の農業委員会の体制、農家・農地等の概要を記載しております。表の下の※印にありますように、この数字につきましては各面積統計や農林業センサスなどの数値を基に記載をしています。

続いて、6ページの「Ⅱ最適化活動の目標」についてです。

「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」について、※印に注釈が書いてありますが、「※2」について、これだけではわかりにくいので、簡単に説明しますと「農地の集積」とは、認定農家や認定農家に準ずる農家、認定新規就農者など、中核となる担い手の農家の方に農地を集めることを言います。

「①現状及び課題」を見ていただきますと、現状においては、この担い手の農家の方々が、和水町全体の農地の36.0%を耕作されているということです。

なお、この数値につきましては、町農林振興課から情報提供をいただいたものを記載しています。

次に、「②目標」ですが、熊本県の目標が令和11年度までに集積率を80%とすることを目標に掲げております。あと約5年間で、担い手農家の方々に、和水町の農地の8割を耕作してもらうということでありますので、難しい数字ではあるかと思いますが、熊本県の掲げる目標と合わせて資料のとおり設定させていただきました。

「(2) 遊休農地の解消」及び7ページの「(3) 新規参入の促進」につきましては、過去の実績を基に設定しております。目標は資料のとおりですが、遊休農地の解消と、新規参入に引き続き取り組んでまいりたいと思います。

続いて、同じく7ページの「2 最適化活動の活動目標」についてです。

現在、皆様に取り組んでいただいております、「活動記録簿」に書いていただいている活動のことです。

「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」については、国が示している最小の設定日数が6日になっていますので、6日で設定させていただきました。委員の皆様方におかれましては、これまでどおり、最低でも月に6日の活動を目標に記録簿への記入をお願いします。

「(2) 活動強化月間の設定目標」については、利用状況調査、口頭契約の解消、利用権設定の意向確認を強化月間の取組として設定させていただきました。

「(3) 新規参入相談会への参加目標」については、特別に相談会の開催は予定しておりませんが、新規就農予定者等から相談があった際に、地元の委員さんに連絡いたしますので、同席していただいて、相談等に乗っていただければと思います。

議案第3号について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。
議案第3号について、何か質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、議案第3号については、原案のとおり決定しました。

以上で、すべての議事は終了しましたので報告案件に移ります。
報告第1号について、事務局からの報告をお願いします。

事務局

報告第1号「中途解約通知書について」
農地の賃貸借権の中途解約が1件提出されています。貸し手、借り手双方合意による解約となります。
通知者及び土地の所在地等については、総会資料の8ページをご覧ください。
以上で、報告第1号の報告を終わります。

議長 有働

以上で、本日の議案ならびに報告事案はすべて終了しました。
各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

—— 「質問なし」 ——

議長 有働

無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局

有働会長には、議長を務めていただきありがとうございました。

6 その他

総会資料の9ページをご覧ください。
事務局からの事務連絡。

事務局からの連絡事項は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。
なければ、閉会に移ります。

7 閉会

ご起立をお願いします。
これもちまして、令和7年4月和水町農業委員会総会を閉会します。
お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 有働 憲一

署名委員 10番 中山 和之

署名委員 11番 石口 秀明